

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年8月26日

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会  
会 長 平 井 伸 治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

第64回全国植樹祭宿泊・輸送等基本計画策定業務

#### (2) 業務の内容

大会の開催目的を達成するため、平成23年1月に第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が策定した基本構想に基づき、当大会宿泊・輸送等基本計画を策定する。

詳細は第64回全国植樹祭宿泊・輸送等基本計画策定業務委託業者選定プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）（別紙1）及び第64回全国植樹祭宿泊・輸送等基本計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙2）による。

#### (3) 契約期間

契約日から平成24年3月21日（水）まで

#### (4) 予算額

263千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 参加資格要件

#### (1) 単独企業による参加

以下の条件をすべて満たしているものとする。

ア 鳥取県内に本社・支社・支店または営業所を有する法人であること

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等及び役務の提供にかかる調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格のうち大分類36（運送・旅客業）、小分類03（旅行代理店及び旅客業）を有すること

ウ 平成13年以降に皇室関係行事の宿泊・輸送等の業務実績があること

エ 提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと

#### (2) 共同企業体（JV）による参加

以下の条件をすべて満たしているものとする。

ア 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記（1）ア～ウの条件を満たしていること

イ 共同企業体のすべての構成企業が上記（1）エの条件を満たしていること

### 3 審査方法

提案書の審査は、審査会において、次の審査基準に基づき審査委員が個別に審査採点し、その点数を合計（110点満点）する方法により得点を算出して行う。

- (1) 企画提案に関する事項 (配点75点)  
提案内容 (招待者管理計画、宿泊施設手配等計画、招待者等輸送計画、交通誘導等サイン計画、招待者等への配布物等に関する計画、招待者受付計画、弁当計画 (配点各10点)、視察計画 (配点5点))
- (2) プロポーザルに関する事項 (配点10点)  
取組姿勢、意欲 (配点10点)
- (3) 業務遂行能力に関する事項 (配点20点)  
基本計画策定のための組織体制及びスケジュール管理、経験 (配点各10点)
- (4) 価格に関する事項 (配点5点)  
概算見積額 (配点5点)

#### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### 5 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地  
第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局  
(鳥取県農林水産部森林・林業総室全国植樹祭準備室 総務企画担当)  
電話 0857-26-7648  
ファクシミリ 0857-26-7308  
電子メール shokuzyu1@pref.tottori.jp
- (2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付  
プロポーザル実施要領及び仕様書等は、平成23年8月26日(金)から平成23年9月9日(金)までの間にホームページ  
(<http://www.pref.tottori.lg.jp/shokuzyusai/>) から入手するものとする。

#### 6 参加申込及び提案書の提出

- (1) 参加申込み  
この公募型プロポーザル (以下「プロポーザル」という。) に参加しようとする者は、平成23年9月9日(金)午後5時15分までに、プロポーザル実施要領5(2)により参加表明書を5(1)の場所に送付または持参すること。
- (2) 提案書の提出
  - ア 提出方法  
本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、プロポーザル実施要領5(4)に記載する提案書等を作成の上、5(1)の場所に持参又は送付すること。
  - イ 提出期間及び時間  
平成23年8月26日(金)から平成23年9月15日(木)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は平成23年9月15日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
  - ウ 提出部数  
プロポーザル実施要領5(4)に記載のとおり

## 7 プレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

- (1) 日 時 平成23年9月中下旬（日時は参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 時 間 10分以内（加えて、審査委員からの質疑応答の時間を設定）
- (3) 場 所 鳥取市内（場所は参加申込者に別途連絡する。）
- (4) その他
  - ・プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル、100V電源を実行委員会で準備する。
  - ・提出済の提案書を改変するプレゼンテーション内容は認めない。
  - ・プレゼンテーションは非公開で実施する。

## 8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第2項の規定を準拠して、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

- (1) 提案書の無効
  - 2の参加資格のない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (2) 参加費用
  - このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 著作権の取扱い
  - ア 選定された提案者の提案書に係る著作権は、実行委員会に帰属するものとする。
  - イ 実行委員会は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) その他
  - 詳細は、プロポーザル実施要領による。